

春日井市優良工事受注者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事(以下「工事」という。)について、その施工に関し、優れた成績で完成させた受注者を表彰することにより、建設業者の技術及び施工意欲の向上を図り、公共工事の適正な施工及び品質の向上に資するため、優良工事受注者の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、春日井市工事等検査要綱(平成12年4月3日施行)第2条第1号に定める建設工事を完了させた受注者で、次条各号の選考基準を全て満たすものとする。

(表彰の選考基準)

第3条 表彰の選考基準は、次によるものとする。

- (1) 表彰の前年度(以下「対象年度」という。)に完成した工事において、契約金額が5,000,000円以上で春日井市工事成績評定要領(平成14年4月1日施行)に定める工事成績評定点(以下この条において「評定点」という。)が80点以上の工事があること。
- (2) 対象年度に完成した工事の全ての評定点が70点以上であること。
- (3) 対象年度及びその前年度に完成した工事において、実績が3件以上あり、かつ、評定点の平均が75点以上であること。
- (4) 対象年度の前年度の初日から表彰までの間に、春日井市の指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 前号に掲げるもののほか、対象年度の前年度の初日から表彰までの間に表彰することにふさわしくない行為等がないこと。

(表彰の選考方法)

第4条 契約管理課長は、前条第1号から第4号までの基準を満たす受注者

が前条第5号に該当する行為等がないことを対象年度及びその前年度に完成した工事を担当した所属の長及び総務課長から確認した上で、当該受注者を優良工事受注者総括表（別記様式）に登載するものとする。

2 契約管理課長は、前項の規定により作成した優良工事受注者総括表を添えて、春日井市入札業者審査委員会（以下「委員会」という。）に選考を依頼するものとする。

3 委員会は、優良工事受注者を選考し、契約管理課長に報告するものとする。

（優良工事受注者の決定）

第5条 市長は、委員会の報告に基づき、優良工事受注者を決定し、表彰するものとする。

（表彰の方法）

第6条 表彰は、優良工事受注者に市長が表彰状を授与して行う。

（表彰の期日）

第7条 表彰は、市長が定める期日に行う。

（庶務）

第8条 優良工事受注者の表彰に関する庶務は、総務部契約管理課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか優良工事受注者の表彰については必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成22年4月1日以降の工事に係る優良工事請負者の表彰から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市優良工事受注者表彰要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市優良工事受注者表彰要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。